

確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針

当行は、確定拠出年金制度における運営管理機関として、企業型年金のお客さまに「確定拠出年金における運用の方法の選定および、加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供」を行い、また、個人型年金のお客さまに「運営管理機関の指定あるいは指定の変更」をしていただく際は、「確定拠出年金法」「銀行法」「金融商品の販売等に関する法律」などの法令等を遵守し、公平、中立な立場で業務にあたります。

当行は、確定拠出年金制度や金融商品の内容およびそのリスク内容などの重要な事項を、お客さまに十分理解していただくよう努めます。

- ・わかりやすく正確な説明に努め、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- ・お客さまの商品知識、経験、資産の状況等に応じて、適切な金融商品を選定・提示するよう努めます。
- ・商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断と責任によってお決めいただきます。

当行は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所などでの勧誘は行いません。

当行は、適切な運営管理業務を行うための態勢整備に努めます。また、当行の役職員は、お客さまに対し適切な運営管理業務が行えるよう、知識の習得に努めます。